
第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 5 日)

令和 6 年 9 月 25 日 (水曜日)

議 事 日 程

令和 6 年 9 月 25 日 (水曜日) 午前 10 時開議

1. 開議宣告

日程第 1 議案第 81 号 生活衛生等環境行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 2 議案第 82 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 83 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 85 号 財産の取得について (3 t 除雪トラック)

日程第 5 議案第 86 号 米子市と大山町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について

日程第 6 議案第 87 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

日程第 7 議案第 88 号 令和 5 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第 89 号 令和 5 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 90 号 令和 5 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 91 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 議案第 92 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 議案第 93 号 令和 5 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 94 号 令和 5 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 95 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 96 号 令和 5 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議案第 97 号 令和 5 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

日程第 17 議案第 98 号 令和 5 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 18 議案第 99 号 令和 5 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19 議案第 100 号 令和 5 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 20 議案第 101 号 令和 5 年度大山町水道事業会計決算の認定について

日程第 21 議案第 102 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 22 議案第 103 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 23 議案第 104 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 24 議案第 105 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第 3 号）

日程第 25 議案第 106 号 令和 6 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）

日程第 26 議案第 107 号 令和 6 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 27 議案第 108 号 令和 6 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 28 議案第 109 号 令和 6 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 29 議案第 110 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 30 議案第 111 号 令和 6 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 31 請願第 2 号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

日程第 32 請願第 3 号 現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書をあげるよう求める請願書

日程第 33 請願第 4 号 健康保険証の廃止をしないよう求める請願書

日程第 34 議員派遣について

日程第 35 閉会中の継続調査について（総務経済常任委員会 所管事務調査）

日程第 36 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）

日程第 37 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）

日程第 38 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

1 番 小 谷 英 介	2 番 西 本 憲 人
3 番 豊 哲 也	4 番 島 田 一 恵
6 番 池 田 幸 恵	7 番 門 脇 輝 明
8 番 大 原 広 巳	9 番 大 杖 正 彦
1 0 番 大 森 正 治	1 1 番 杉 谷 洋 一
1 2 番 近 藤 大 介	1 3 番 吉 原 美 智 恵
1 4 番 岡 田 聰	1 5 番 野 口 俊 明
1 6 番 米 本 隆 記	

欠席議員(なし)

欠員(1 名)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野 間 光 書記 …………… 林 原 彰 吾

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹 口 大 紀	教育長 …………… 鷺 見 寛 幸
副町長 …………… 吉 尾 啓 介	教育次長…………… 赤 路 卓 也
総務課長 …………… 金 田 茂 之	地方創生監…………… 山 根 篤 大
財務課長 …………… 池 山 大 司	

午前 10 時開会

開議宣告

○議長（米本 隆記君） 皆さん、おはようございます。

9 月定例最終日です。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 81 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 1、議案第 81 号 生活衛生等環境行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 81 号を採決します。お諮りします

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 81 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 82 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、議案第 82 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員、反対討論ですか。どうぞ。

○議員（大森 正治君） この大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに、反対の立場で討論をいたします。

マスコミの世論調査によりますと、現行の健康保険証を残してほしいという声は 8 割、そして保険証は廃止してマイナの保険証に一本化すべきというのは、2 割程度です。

また、現行の健康保険証の利用率というのは 9 割、そしてマイナ保険証の利用率は、僅か 1 割です。そういう世論の大勢があります。国民の圧倒的多数というのは、現行の保険証を残せということであります。

ところが政府は、12 月 2 日から現行の保険証を廃止して、マイナ保険証の一本化を、ごり押しと言ってもいいと思います。強制とも言っていると思いますが、そうしようとしております。国の法改正に伴ったこの条例の改正だとは思いますが、世論に逆行して、マイナ保険証への移行、健康保険証の廃止を前提にした条例の改正を私は認めることができません。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

反対討論はありませんか。そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 82 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 82 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 83 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、議案第 83 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 83 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 85 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 85 号 財産の取得について（3 t 除雪トラック）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 85 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 85 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 86 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 5、議案第 86 号 米子市と大山町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議長、3 番。

○議長（米本 隆記君） 3 番 豊議員。反対討論ですか。

○議員（3 番 豊 哲也君） この議案に対して反対の立場で討論させていただきます。

私もこの下水道の関係、米子市と協議をしていって広域化を諮っていく、今年、4 月には 13%水道代も上がりました。私も広域化をして、そうした水道代を下げっていく、

そうした方向性をしていくことは非常に重要だと思っています。

ただ、今、米子市は、海外事業者と連携をして水道の事業をやっております。また、このことを本町は十分に認識がない状態で協議を始めようとしていたというところで、問題提起のためにも、私は反対とさせていただきます。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

反対者の発言はありませんか。そのほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 86 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 86 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 87 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 6、議案第 87 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 87 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 87 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 88 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 7、議案第 88 号 令和 5 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 20、議案第 101 号 令和 5 年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計 14 件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。

令和 5 年度決算審査特別委員長 小谷英介議員。

○令和 5 年度決算審査特別委員長（小谷 英介君） そうしますと報告をさせていただきます。

令和 5 年度の決算審査特別委員会に付託されました令和 5 年度の一般会計及び特別会計、各議案について、14 議案ありますけども、こちらは分科会方式で審査を行いました。

て、9月20日に委員会全員で審査を行いました。

その結果、付託された14議案については、賛成多数で認定すべきということで決定いたしました。

以下、審査意見について、各担当課ごとに分けて、報告させていただきます。

ちょっと長いですがけれども、読み上げさせていただきます。

まず、商工観光課の分野につきまして、海の観光拠点整備事業は、町の方針が不明確なまま、基礎的な調査も不十分な状態で進行し、検討委員から事業の進め方に多くの不満の声が寄せられた。

その結果、意見の集約や調整がうまくいかず、事業の進捗が遅れてしまっている。これらの問題を振り返り、反省がなされない限り、同様の問題が今後も再発する恐れがある。

アウトドアライフ事業創業支援補助金として、大山寺参道沿いのアウトドア店舗の改装に補助率4分の3で2,250万円が支出されている。非常に有利な補助制度であるが、補助を活用した店舗の営業日が限定的であることなどから、一部の町民からは、当補助制度に対して不満や疑問の声が寄せられている。今後も実施する場合は、補助制度の目的や要綱の再確認が必要である。

また、当事業の審査委員は全員が役場職員であった。当事業のような創業支援系の補助金においては、開業後の継続可能性など、事業面の審査が求められるため、役場職員だけで判断することは適切ではない。

次、レンタサイクルシステム構築有料実証業務委託は、購入した電動マウンテンバイクで2年にわたり、無料と有料の実証実験を行ったが、有益な分析結果が得られていない。

次、商工観光課の多くの事業は目的意識が薄いため、成果が上がっていないように見受けられる。今後は、重点事業ごとに明確な目標値を設定し、町の方向性を明確にした上で事業を進めるべきである。

次に、建設課についてです。

町道大山口停車場大塚線改良事業に伴う土地売買について、監査でも指摘があったように、決裁を経ずに契約書が締結されていた。今後はこのような事務ミスが発生しないよう努めるべきである。

次に、総合戦略課についてです。

観光広報事業について、タレントを起用した広報施策により、全国放送で町が取り上げられるなど、一定の露出効果は認められるが、そもそも何を目的とし、どのような成果を意図した広報施策であったのかが明確ではない。漠然とした認知度向上を目指すよりも、移住や観光など目的を絞り、他の手法でPRを行ったほうがより効果的だったのではないか。例えば琴浦町では、「住みたい田舎」として雑誌に取り上げられる取り組み

みを行い、認知度の急上昇と移住希望者の増加に結びついている。

こうした事例を参考に、広報の目的と施策の検証を図るべきである。

次に、農林水産課です。

耕畜連携推進事業では、242 万円が支出された。町内では、民間事業者の堆肥も安価に利用できる状況にあるため、改めてこの事業の位置づけや在り方を見直す必要がある。

次に、財務課です。

現在、経常収支比率は前年度より上昇し 93.9%となり、財政の硬直化が進んでいる。令和 5 年度の一般会計の基金運用では、取り崩し額が 5 億 7,555 万 6,000 円、積立金が 3 億 4,536 万 9,000 円であり、2 億 3,018 万 7,000 円の減少となっている。基金を活用した財政運営が続いており、基金残高が目減りする状況にある。財政推計によると、このままでは令和 10 年度には、基金残高が約 36 億円に減少し、その大部分が長期債券運用の基金となり、資金繰りが厳しくなる見通しである。

今後は、積極的に事務事業の見直しを行い、基金に頼らない財政運営を目指す必要がある。

次に、地籍調査課です。

地籍調査の進捗については、リモートセンシングの導入により、調査期間が大幅に短縮され、令和 23 年度の完了を見込んでいる。しかし、令和 6 年度に技術者単価や工程単価が上昇し、地籍調査の積算費用も増加しているため、今後の見通しについて再検証を進める必要がある。

次に、こども課です。

放課後こどもの居場所事業は、地域のつながりの希薄化や少子化により、地域でこどもを育てることが困難になっていることに対応した新規事業である。

しかし、担当課での運営が難航したため、令和 6 年度は予算化されていない。難航した理由としては、居場所となる会場への安全な移動や、講師など協力者の選定が困難だったためである。今後は、こども課単独での企画に限らず、地域自主組織の活動や、ほかの課との連携を含め、放課後の子どもの居場所を総括する形で、こども課が関与することなどを検討し、事業に取り組むべきである。

次に、水道課です。

公共下水道事業と農業集落排水事業を集約した公営企業会計として管理することに伴い、令和 5 年度末で両事業の基金を廃止し、企業会計の資本金収入に計上している。

今後も引き続き、大山町の上下水道事業が安定して運営されるよう進めてもらいたい。

次に、幼児・学校教育課です。

子どもたちのタブレットの持ち帰りが進んでいない。導入から約 4 年経つても、タブレットの使用はほとんど授業内に限られている。今後は、子どもたちがタブレットを持ち帰り、自ら学習内容や方法を決定する主体的な学びに活用することが求められる。早

急に方向性や対応策を検討してほしい。

次に、特別会計の国民健康保険診療所特別会計です。

各診療所で策定された運営計画どおりの収支にはなっておらず、令和4年度に比べて名和診療所では赤字幅が減少したものの、大山口診療所、大山診療所では赤字幅が増加した。いずれも赤字が続いている状況である。経費削減や効率化を図っているが、収支状況の改善は困難と見込まれる。

収益性がなくても、民間医療機関が担いにくい役割を公的な診療上が補う必要性がある一方で、赤字幅の許容範囲や、公益性事業と収益性事業の線引き、民間診療所との関係や役割分担、再度の計画策定について早急に検討するべきである。

ということで、各課の報告になります。

最後に、議会からの付帯意見としまして5点ありますので、報告させていただきます。

付帯意見の1点目ですけれども、こちらは審査資料についてということで、執行部から議会に示されるその説明資料に関することです。

重点事業については、事業の目標や達成状況を住民や議会が客観的に評価しやすくなるため、予算審査と決算審査で、共通のフォーマットを使用して、数値目標を含めて進捗管理を行うことを求める。まずは新規事業や商工観光課の事業など、目標意識が希薄であると過去に議会から指摘があった事業から導入を求める。

二つ目です。基金に頼らない財政運営と事業見直しについてです。

特に目立った投資的支出や臨時的支出がない中で、令和4年度から令和5年度にかけて数億円規模で基金の取り崩しが行われている。基金に頼らない財政運営を行うために、事務事業の見直しを積極的に進めることを求める。

3点目です。計画策定の進め方について、海の観光拠点整備事業は、町の方針が不明確で、基礎的な調査も不十分なまま進行し、検討委員から事業の進め方に多くの不満が寄せられた。

その結果、意見の集約や調整がうまくいかず、事業の進捗が遅れている。今後、同じ問題を繰り返さないために、反省点を整理し、検討委員会形式で計画を策定する際の進め方について、改善事項をまとめて報告してほしい。

4点目、創業支援系補助金の審査体制についてです。アウトドアライフ事業創業支援補助金の審査委員は、全員が役場職員であった。当事業のような創業支援系の補助金においては、開業後の継続可能性など、事業面の審査が求められるため、役場職員だけで判断することは適切ではない。審査の公平性や客観性を確保するためにも、他の創業支援系補助金も含め、審査委員の半数以上が民間経験者となるような審査体制の整備を求める。

最後に5点目です。各種団体のサポート体制の検討についてです。町内の各種団体は、活動が硬直化しているという課題を抱えている。活動の主旨は住民にとって必要なもの

であるが、主旨に基づいた活動が難しくなっている。例えば、食生活改善推進委員は、県など上位団体からの指示で事業が降りてくることへの負担があり、老人クラブは、会計や事務の煩雑さ、役員の担い手不足により、新たな会員の確保が難しく、組織の高齢化が進んでいる。行政のサポートについても、時代の流れに合った内容となるよう、検討を求める。以上5点です。報告は以上となります。

○議長（米本 隆記君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと求め、これで質疑を終わります。

これから、議案第88号 令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。まず、反対者の発言を許します。

○議員（大森 正治君） 令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をします。

本決算には、住民の福祉向上を目指す取組が多数ありました。中でも、就学児への子育て支援事業は、制服購入費を含む新入学応援ギフトと教材等購入費助成金が新たに加わり、保護者の経済的負担が大きく軽減されることになりました。

この事業は、憲法26条にうたわれている教育の無償化を自治体自ら体現する取組として、私は大いに評価するものであります。一方、本決算には、見直すべき事業や不十分な取り組みであった事業を指摘しなければなりません。

一つ目は、同和対策関連事業です。毎度指摘しておりますように、長年の国を挙げた同和対策事業によって、町内の同和地区も劣悪だった住環境は大きく改善され、進学も就職も、格差はなくなったと言ってもいいでしょう。また、最後のとりでと言われた結婚問題も、今では若者の間にはわだかまりはなく、地区内外の婚姻が急速に進んでおります。

4年前に大山町民への人権同和教育に関する意識実態調査が行われ、その設問の一つとして、この5年間に部落問題に関わる差別を見聞きしたことがあるという人が12.8%あったと言います。この数字は11年前の数字と比較すれば大きく減少し、町民の人権意識が高まっていることが見て取れます。町長はこの数字が、0%になる必要があると言われておりますが、これでは、いつまでたっても、同和地区と地区外の関係が続き、同和問題はなかなか解決しないのではないのでしょうか。

それよりも、ここまで進展した現状を考えれば、同和地区に限った特別対策は終了して、進学奨励交付金、地区活動費補助金、地区進出学習会、固定資産税の減免など、それらは一般施策へ移行すべきと考えます。

二つ目は、自衛官募集事業です。これは大山町に住民登録している 18 歳の人の名簿を紙媒体で防衛省に提供している事業です。名簿提供に関して、現在、奈良県では、訴訟問題になっております。本人の同意なしに、個人情報を提供するということは、見直したほうが私は適切と考えます。

三つ目は、海の観光拠点整備事業です。先ほどのまとめにもありましたけども、基本計画が提出されましたけども、現状や課題が総花的に記述されているだけで、明確な計画が打ち出されていないと私は見ました。議会全体への説明も不十分だったと思います。本事業の取組の不十分な点は否めません。

以上の点から、一般会計決算を認定することはできません。以上、反対討論とします。

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

反対者の発言はありませんか。そのほか討論ありません。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議長、3 番。

○議長（米本 隆記君） 3 番 豊議員。

○議員（3 番 豊 哲也君） 3 番 豊哲也です。

令和 5 年決算に対して反対の立場で討論させていただきます。大きく分けては、二つ要素があるかと思っております。

一つは、予算を組まれて、それが有効に活用できていないというところです。

私今回、総務経済常任委員会の副委員長として、決算審査をさせていただきました。先ほど決算審査の報告ありましたが、半分の審査内容は、私が素案を作らせてきましたが、先ほど大森議員からもありました、海の拠点観光整備事業、今、名前が変わりまして、お魚センターリニューアル案（仮）となっています。

実際、私、ずっとこちらのほうを追いかけてきましたけども、私も非常に期待していました。実際予算のときは 990 万で組まれていて、決算 880 万円だったわけなんですけども、設計も、そうした案がつくられて基本計画もつくられました。ただ、それがしっかりと踏襲されてそれを受けて、今計画がなされているとは思えません。なので、880 万円の予算というのは非常に有効に活用できてない状態だと思っています。そのほかにもあげると切りがないほどもう少ししっかりと活用しなければいけないんじゃないかと。電動アシスト付き自転車の件も、実際には今、貸すことも売ることもできないので、実証実験に使われています。

令和 5 年度決算では 2 回目の有料実験で使えましたが、今度は 3 回目、来年度は 3 回目の実証実験を組まれているということで、いつになったら、実際に何かをしていくのかというところで、こちらも非常に無駄だったと思います。

そういった予算組まれたものに対して有効に活用できないっていうことがまず 1 点。それと、大枠で、もう一つ大きな大枠としては、予算全体が非常に経常的なものに使われているということです。

令和5年度の決算を見ましても、大きな予算というのが組まれていません。そういう状況ではあるにもかかわらず、基金が取り崩されていっているという状態です。今、決算の報告もありましたけども、36億円は、動かせない基金となっています。20数億円が今、運用できる基金となっていますが、このまま4億円、5億円と取崩していけば、6年後ぐらいには硬直化していくという状態になっています。

実際ですね、経常収支比率という経常的な収支を図るもので93.9%と出ていますが、これにはふるさと納税の基金は含まれていません。こちらは、私が見るところだとこれ、行政によって見方が違うので、一概には言えませんが、私が見るところだと、2億円前後が、これも、経常的な収支に使われるんじゃないかなと思っております。例えば、給食費の無償化であったりします。そうしたものがふるさと納税から使われています。

実際、93.9%でなく、実質的にはもっと高い数字ではないかと私は推測しております。

そうした中で、特に大きな予算を使っていないにもかかわらず、どんどん基金が取り崩されている状況、非常に危惧しております。これを今町長は問題ないというふうにおっしゃられていること自体が非常に問題があると思ひまして、こちらの令和5年度決算を反対したいと思ひます。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） 2番 西本憲人です。

私は、令和5年度決算に反対の立場で討論させていただきます。

まず令和5年度決算ですね、指摘事項は幾つかあります。ただ、全てが駄目なわけではありません。一部すばらしい事業もありましたので、それもあわせてこちらで話させていただきます。

私は教育民生常任委員会という委員会に属しておりますので、教育関係のことにしましては、今回令和5年度の決算では、リカレント教育、こちら今まで図書館の利用が年齢的に利用者が固定していました。常態化していたところ、何とかするためにこの若年層若い人たちの利用増に向けて、お仕事関係の役立つ本を一新しまして、そのコーナーをつくったということです。これはワークデザインラボさんとか図書館司書さんとか、そういったスタッフの方たちが、職員の方たちが頑張ってくださったことによって事業率がかなりアップしています。

中でも利用増を、13歳から18歳は270%前年比で増えていますし、19歳から20歳は370%、30歳から39歳は192%、全ての世代の人たちの利用が増えた、これは間違いなく、評価に値します。とてもすばらしい案件だと思います。

ほかにも地域コミュニティケア事業、いろいろ暮らしの保健室であったり、スーパー

の前でブースを構えて、地域の人たちの足を止まってもらい、対象とか健康とかそういったことを事前に声かけをすることで、予防していく、防止をしていくってことなんですけど、令和 5 年度 108 回 1370 人の参加、これは令和 4 年度までは全くなかった案件なので、素晴らしい成果だなというふうに思っています。

ただ、私はこういった素晴らしい事業がある一方、先ほど何名かの議員が反対討論しましたけれど、ひど過ぎる事業が幾つかあるので、やむを得ず反対討論に立たせていただいております。

私はポイントとしては 3 点絞らせていただきました。

まず 1 点目は、ひど過ぎる観光施策です。先ほどからも話がありますので幾つか、ひど過ぎる観光施策がある中で、電動マウンテンバイク、こちらに絞らせていただきます。一般質問でも行いましたが、購入して 3 年目になります、2 年目、3 年目ですかね、何に使うか決まっていない、早過ぎる年納入期限、おかしい契約方法で買われた電動マウンテンバイクです。1 台当たり約 40 万円、合計 20 台、約 800 万円かけて購入されました。1 年目 380 万円で委託に出し、2 年目 380 万円で委託に出し、3 年たって特に動きが、それ以上の動きがない状態です。なぜこんな買うのに、急ぎがあったんでしょうか。合計 1,560 万円かけて電動マウンテンバイクを購入して、様々な実験を繰り返して、いまだ目立った使い方は決まってない状態です。住民さんは物価高、燃油高騰をやりくりが大変な状況なのに行政は 1,563 万円を使って、まだ、何も行われてない状態を遅くないというふうに認識してるらしいです。

2 番目、多過ぎる事務ミスです。令和 5 年の 10 月から 3 か月で、行政としてはあり得ない不祥事が立て続けで明らかになりました。皆さん御存じだと思いますので少しお話ししますが、公用車の車検切れ、有効期限切れの温水メーター、デマンドバスの登録期限切れ、消費税無申告などが挙げられます。

今回、令和 5 年度の監査委員からも指摘がありました、許可のない契約の件、先日新聞記事になりました職員の不祥事、挙げたものは一部でございます。こういった事務ミスが多過ぎる状態で行政運営が通常に行われているんでしょうか。とても不思議な状況だと思います。

3 点目、不信感が募る行政運営です。先ほどの事務ミスもそうなんですけれど、今定例議会は警察が傍聴に来られています。これはとても異例なことだと思います。警察が 2 日間、委員会の傍聴に来られました。私は前代未聞だと思います。大山町は過去に警察のお世話になっているということがありまして、かなり慎重にそしてクリーンに行政運営を進めていく必要があるというふうに思っています。

以上 3 点、ひど過ぎる観光施策、多過ぎる事務ミス、不信感が募る行政運営、以上の理由で、令和 5 年度の決算は私は反対ということです。こちらの話を重く受け止めて行政運営に励んでいただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に、反対者の発言を許します。ありません。

○議員（12 番 近藤 大介君） 議長、12 番。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） 一般会計の決算認定について反対の討論をさせていただきます。

まず最初に、令和 5 年度事業に関しましては、竹口町長以下、行政職員の皆さんには大山町振興のために大変努力をしていただいたと思っております。そのことには感謝しつつ、それでもなお、その成果である決算の認定については、可とできない理由について述べさせていただきたいと思います。

主な理由は 3 点あります。一つ、人口減少対策の方向性に問題があること、そしてその成果も全く出ていないこと。

二つ目、1 億円以上を支出する子育ての経済的負担軽減は、費用に見合う効果が期待できないこと。

三点目、手厚過ぎる子育て支援策の結果、大山町の財政が窮屈になり、今後の財政運営に重大な懸念が生じていることであります。

少し詳しく述べていきます。まず 1 点目の人口減少対策の方向性に問題があり、その成果も出ていないということに関してですが、竹口町長は、就任以来人口減少対策に力を入れてこられました。その意欲は、非常に今日評価するところですが、人口減少対策の中身に関する議会での議論の中では、竹口町長は、町全体で数字がよくなればよいということを再三、言っておられました。しかし、果たして本当にそうでしょうか。

この数年間、人口減少対策の目立った成果は上がっていません。10 年前は年間 100 人ぐらいの出生数がありましたが、近年は 70 人前後、しかもその多くは、大山インターの周辺や名和インターの周辺のごく限られた、特定の地域に集中しており、その他の既存の集落の少子化は、以前にも増して厳しい状況になっています。利便性のよいところに新しい家が建つことはうれしいことですし、それにより人口が増えることはもちろん私自身も歓迎するところですが、将来に向け、町の担い手、地域の担い手、農業、漁業、商工業の担い手をどう育成、していくか考えたとき、今の大山町行政は、課題を多く抱える既存の集落地域に対し、あまりにも無関心であり、行政の施策の在り方として大きな偏りがあると感じています。田舎の農村集落から人が出ていくのは仕方がないという声も聞こえたりしますが、本当にそうでしょうか。日本の経済が低成長の時代になり、都市の住民も含めて、国民の価値観は今本当に多様化しています。そして、どのような時代であっても、おいしいものは人を幸福にします。農業でも漁業でも、あるいは、山菜やジビエなどといった山の幸、大山町にはおいしいものがたくさん豊富にあります。

そのことを武器にビジネスをする人を増やす、移住定住も含め、大山町で、人口減少対策をする方法方向性はまだまだ、いろいろな伸び代があると思っていますが、そのためにも、核となる既存の集落をしっかりと守っていくことが必要だと思います。

二つ目の1億円以上支出する子育ての経済的負担軽減が、費用に見合う効果が期待できないということに関してですけれども、人口減少対策として竹口町長の看板政策として、給食費の無償化、新入学応援ギフトとして小学校入学時に4万円、中学校入学時に9万円の商品券を配布したり、修学旅行の費用を3分の2助成したり、小中学校の学用品を無償にしたり、子育て世帯への経済的支援は本当に手厚くなっています。1個1個の事業は決して悪くないと私も思っています。

しかし、受益者である子育て世帯には大変喜ばれる事業ではあっても、その総額は今や1億数千万円の規模になっています。非常に高額な、経済的な支援をしていますけれども、今年度の出生数は、また70人を割り込む見通しとなっています。高額な予算支出に見合う成果は、今後も期待できる要素がありません。

その一方で、教育現場では、学校で使う掃除機を買うための数万円の予算もつかなかったり、社会教育の分野では、公民館の事業で外部からの講師を呼ぶための必要な5,000円や1万円の講師謝金も予算が削られ、頭を抱えている職員がいるというのが今の実態です。

先日の私の一般質問で学校体育館にエアコン設置したらどうかという話もさせていただきましたが、予算がないということが、事業が進まない最大の原因です。

現場の教員、職員は与えられた環境で最善の努力をしてくださっていると思いますが、残念ながら今の大山町は、教育に力を入れているとはいえない、そういう状況になっていると思います。人を育てることは未来への投資です。子育て世帯への負担軽減と未来への投資、どちらも大切ではありますが、現状は予算の振り分けのバランスが非常に悪いと思います。早急に見直すべきだと思います。

最後の3点目の手厚過ぎる子育て支援策の結果、町の財政が窮屈になっているということについてですが、先ほど豊議員からの言及もありましたけれども、給食費の無償化を初め、手厚い子育て支援の財源のほとんどは、ふるさと納税による寄附金で賄われていますけれども、だからといって財政的に大丈夫というものでは決してありません。一般会計の収入の柱は、国からの地方交付税ですが、この収入は徐々に減少する傾向にあり、財政の硬直化が進んでいます。1億円規模の新しい事業をするのであれば、それに見合う古い事業の見直し、つまり行財政改革をしっかりと行う必要がありますが、令和5年度から事業の外部評価を取りやめるなど、ここ数年、大山町では行財政改革の取組がおろそかになっています。しっかり目的を持った投資的な事業に基金が有効に活用されることは、私は大歓迎しますけれども、考えなしにあれこれやった結果、通常の財源では足りなくなっていて、基金を取り崩すようでは、基金が幾らあっても足りません。

まして、大山町の基金は、現在、一般会計で約 60 億円ほどあるものの、その約 6 割に当たる 36 億円は、20 年から 30 年といった長期の債券で運用されており、少なくとも、この先 12 年、実際に使える基金は 24 億円しかありません。しかも、その 36 億円の債券のほとんどが、現状、元本割れの状態で 6 億円以上の含み損を抱えています。

令和 4 年度末から今に至る 1 年半の間だけでも、その含み損は 3 億円増えています。数年前から超低金利政策はいつまでも続かないということは周知のことでありましたが、この 2 年の間に何も対策をせず、含み損を膨らませたことは、今後の中長期の大山町の財政運営に大きく影響いたします。

行財政改革の徹底を早急にする必要があります。理由はほかにもありますがこのような問題が生じる背景として、やはり、現在の大山町行政は町の課題としっかり向き合っていない。町民や各種団体、そして我々大山町議会とも対話が十分にできていない。そして課題解決に向けた職員間の話し合いも、不十分であると見受けられますので、令和 5 年度の大山町の事業としては、決算を可とすべきではないと私は判断いたします。

以上で、討論とさせていただきます。

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

反対者の発言はありませんか。そのほか討論はありませんか。

○議員（14 番 岡田 聡君） 議長、14 番。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田議員。これ賛成、賛成ですか。はい。どうぞ。

○議員（14 番 岡田 聡君） 私は、令和 5 年度一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論をいたします。

これまで様々な点から、反対討論がなされました。確かに、厳しいところついていらっしゃると思います。先ほど出ておりました債券のことについては、もともと執行部の総意で、トップの考えでやられたものではなく、1 人の職員が、膨大な金額を買われたということで、監督もできなかった執行部も責任を問われますが、その結果、現在非常に苦しい財政運営、結構な利息は入ってきますけども、額面評価がどんどん下がってる状況では非常に悪かった行為であったと思っております。

さて、現在、令和 5 年度の歳入歳出決算ですが、財政運営については、町税収入が、町民税や固定資産税の伸びで 1%増収となったものの、地方交付税は 8,853 万円減少となっております。そのような厳しい状況でも、基金取崩しを差引き、2 億 3,000 万と、最小限に抑え、公債費は前年度比 4 億 1,500 万減らしております。

一部事業で十分な効果を上げられなかったものもございしますが、様々な事業で、行って町民の暮らし、福祉の向上に寄与したと考えております。

主な事業では、名和中学校技術棟改築事業、名和学校給食センター大規模改修事業、大山西小学校プール更衣室新設事業、下田中児童館移設事業、町道中山インター線改良、その他の道路改良、中山地区排水路改修、担い手確保経営強化支援事業、それから新型

コロナウイルス感染症対策として、大山町物価高騰対策チケット事業、飼料高騰対策畜産経営緊急経済支援、電気料金高騰対策給付金事業、それから小中学校学力向上推進事業とか、保育料無償化、学校給食無償化、これら人口減少を少しでも低く食い止めということで、効果的な事業を行ってきたと考えております。町民の暮らしを守り、福祉向上、利便性を高めて、より暮らしやすい町の実現に寄与していると考えております。

部落差別、同対事業については、毎議会ごとに、痛烈に批判される議員がいますが、我々地区に住む住民にとっては、理不尽な差別に苦しみ、現状でもひっそりと暮らしております。非常に弱い人間を、必要に攻撃するような討論を行っていますが、非常に心外だと思っております。部落差別がまだまだ存在しております。インターネットへの悪質な執拗な差別書き込みや地域をさらす行為、それから町内で宅地を造成すると、すぐ買い手がついて家が建っておりますが、地区に存在する優良な宅地がいくつあっても、全く売れておりません。土地の売買も敬遠されて、地区内は敬遠されるような状況が現在でも残っております。

こういうことで、部落差別は存在する現状にございますので、同和対策は、部落差別解消のための教育や啓発をまだまだ必要だと考えております。令和５年度一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論いたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

次に賛成者の発言を許します。ありませんか。そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 88 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 賛成多数です。

したがって、議案第 88 号は認定することに決定しました。

議案 89 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 89 号 令和 5 年度大山町 土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 89 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 89 号は、認定することに決定しました。

議案第 90 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 90 号 令和 5 年度 大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 90 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 90 号は、認定することに決定しました。

議案第 91 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 91 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 91 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 91 号は、認定することに決定しました。

議案第 92 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 92 号 令和 5 年度 大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 92 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 92 号は、認定することに決定しました。

議案第 93 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 93 号 令和 5 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 93 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は 委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 93 号は、認定することに決定しました。

議案第 94 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 94 号 令和 5 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 94 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 94 号は、認定することに決定しました。

議案第 95 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 95 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 95 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 95 号は、認定することに決定しました。

議案第 96 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 96 号 令和 5 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 96 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 96 号は、認定することに決定しました。

議案第 97 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 97 号 令和 5 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 97 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 97 号は、認定することに決定しました。

議案第 98 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 98 号 令和 5 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 98 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 98 号は、認定することに決定しました。

議案第 99 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 99 号 令和 5 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 99 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 99 号は、認定することに決定しました。

議案第 100 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 100 号 令和 5 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 100 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 100 号は、認定することに決定しました。

議案第 101 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 101 号 令和 5 年度大山町水道事業会計決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 101 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は 委員長の報告のとおり、認定することに 賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 101 号は、認定することに決定しました。

○議長（米本 隆記君） ここで休憩とします。

再開は、11 時 15 分とします。

午前 11 時 3 分休憩

午後 11 時 15 分再開

日程第 21 議案第 102 号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第 21、議案第 102 号 令和 6 年度 大山町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（12 番 近藤 大介君） 議長、12 番。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） はい。一般会計補正予算について反対の討論をさせていただきます。

今回の補正予算は、約 3 億円を追加する大型の補正予算で、予算総額は、これで約 121 億円になります。令和 4 年、令和 5 年に引き続いて令和 6 年度も非常に大きな予算となってきました。

今回の補正予算のほとんどは、必要かつ妥当な追加予算だと認識しておりますが、1 点だけ、8,218 万円をかけて行う大山町応援券事業は、私はどうしても、賛成しかねるので、理由を述べて反対討論をさせていただきます。

今回の応援券事業の第 1 の目的は、原油高や物価高騰などで原材料の値上げなどにより、経営の打撃を受けている商工事業者の方への支援が第 1 の目的とされています。そのために 8,000 万円以上の支出がされます。応援券という名前の商品券が町民 1 人につきもれなく 5,000 円分配付されます。

今年度、年度当初に既に同様の応援券、商品券は配布されたばかりであるのにもかかわらず、同じ年度に 2 度目の商品券が本当に必要なのでしょうか。町民の皆さんはとても喜ばれると思いますが、商品券のほぼ 8 割は、町内の一部の小売業者さん、そして飲食店さんで使用され、大山町のほとんどの商工事業者さん、大半の商工事業者さんにと

ってはほとんどメリットがありません。事業の目的である商工支援事業者支援にほとんど効果を及ぼさないのに多額の税金を支出する、これを税金の無駄遣いと言います。

私は非常に問題があると思っていますが、役場職員の多くも首をかしげています。本当に必要なんでしょうか。そうか。来年選挙だもんな、選挙前のばらまきか、という声も聞こえてきます。

行政として、必要性に妥当性がないところに予算を使って、住民の方に、たとえ喜んでもらえたとしても、それは、行政の私物化と言われても仕方のないところです。このようなことをしていると、実際に役場で仕事をしている職員の心は確実にむしばまれていきます。先ほど決算の討論でも申し上げましたけれども、現場からは、少額の予算は削られるのに、費用対効果が曖昧な大型事業がトップダウンで決まっていく。職員にとっては、本来町民のためにする仕事が、だんだん町長や上の人間に指示されるから仕方なくやる。誰のための仕事なのか。真面目な人間ほど仕事にやりがいを見いだせなくなっていくます。

そして、役場職員のモチベーション、やる気ですね。パフォーマンス、成果も低下していきます。コンプライアンス、法令遵守の意識がだんだんおろそかにされていきますし、既にそのような状況は出てきています。

私は、大山町行政のガバナンスをこれ以上崩壊させないためにも、このような予算は認めるべきではないと思いますので、反対をいたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に反対者の発言を許します。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議長、3 番。

○議長（米本 隆記君） 3 番 豊議員。

○議員（3 番 豊 哲也君） 3 番、豊哲也です。補正予算に反対の立場で討論させていただきます。

私 2 点ありまして、1 点が先ほどの応援券です。ほとんど先ほど近藤議員が言ってくださったので、その部分は割愛しますが、私は今回この応援券の事業を町の方針として、商工会から要望があったので、また議会もその陳情を受けて承認したので行いますということをしきりにおっしゃっていて、行政側の目的っていうのは説明がなかったです。なので商工会が求めたからやりましたと。で、それが本当なのかというところを今回の定例会中、確認に行きました。でですね、実際、そうしたところ、商工会からは、予算を持ってるのはうちではないので、その中身に関してはお任せしていますというようなお話がありました。

またですね、実際にこの応援券のチケットというのは、国の例えば、コロナの時に 10 万円の給付金のように、いわゆる総花的な予算の使い方、10 万円給付して、じゃあ効果があるのかどうか、テレビでもね、本当に効果があるのかって言われてた専門家の

方がいらっしやったと思いますけども、実際、効果が薄いんですね。実際 8,000 万円使っても、それをまた印刷をして皆さんが 8,000 万円弱を使われる、そういう経済効果しか生まれない、効果の薄い事業だと思っています。

それを商工会が自ら望んでやりたいのかと。確かにヒアリングをしていますと、ほかに選択肢がなかったのってというような話もありました。今までうまくいったのがそれなのかなと。でしたら、行政側からほかの全国の事例とか、そういった提案がありましたか、という御質問させていただいたらなかったですと。なので、ほぼほぼもう応援券の話をして、そのまま決まっていたと。なかなか経済の効果が薄いと言われる、総花的なそうしたものです、予算も使い方。総花的なというのはちょっと言い方が変わればばらまきなんですね。で、よく言われます。実際、今回のこの予算 8,000 万円、これまた国とか県とかから出ていないです。もう町からの予算になっています。これが非常に問題だと思っています。

先ほど近藤議員からもありましたが、今回の令和 6 年度の予算に関しても、非常に少額な図書館の本の購入の予算であったりとか、数千円、数万円の予算が削られて、本当にやりたいことができない状況になっているにもかかわらず、町の予算が 8,000 万円組まれている。これだけのものがあれば、どれほどのことができるかと、私は本当にもったいないと思っています。

今回、この予算の使い方、1 番効果があるのは皆さんがちょっとずつ喜ぶというところ。ちょっとずつ行政が好印象を持たれるっていうところが最大の効果であって、経済効果は非常に薄い。その点をもってまず、反対したいと思います。

もう 1 点が DMO の件です。今回 2000 万弱で組まれています。私はずっと追及させていただきましたが、DMO どういった目的で組んでいくのか、ということをしきりにお話していました。今でも、私は明確な答えが得れてないと思っています。先ほどの全員協議会でも説明があって、情報発信ですというところ赤印で囲ってありましたが、前回、ドリームカフェスター、情報発信をしてクラウドファンディングをして、個人のものが 1 円も集まらなかったかという状況です。今の大山の観光の問題点がしっかりと洗い出されて、改善の方向に向かっていて、そん中で DMO が組まれて、さらに改善されていくという絵が全く描けてない状態で予算が組まれていることに、私は、賛成することはできません。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に反対者の発言を許します。ありませんか。

そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 102 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 102 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 103 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 22、議案第 103 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 103 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 103 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 104 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 23、議案第 104 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 104 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 104 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 105 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 24、議案第 105 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 105 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 105 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 106 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 25、議案第 106 号 令和 6 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 106 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 106 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 107 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 26、議案第 107 号 令和 6 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 107 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 107 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27 議案第 108 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 27、議案第 108 号 令和 6 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 108 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 108 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28 議案第 109 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 28、議案第 109 号 令和 6 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議長、3 番。

○議長（米本 隆記君） 3 番 豊議員。反対討論ですね。はい。

○議員（3 番 豊 哲也君） 3 番、豊 哲也です。令和 6 年度大山町索道事業特別会計補正予算に反対の立場で討論させていただきます。

この事業は、715 万円で、今年度リース契約で圧雪車を借りて、来年度を債務負担行為で約 5,500 万円で圧雪車を購入するという予算になっておりますが、今回のものですね、まず、2 年後のスキー場の運営が今、不明確な状況になっている中で、5,500 万円のものを買うという状況がまず 1 点、非常に今のスキー場の運営、私も前向きに行っていただきたいなと思っています。

でも、なるべく早く、見通しを立てていただきたいなと思っている中ではありますが、行政の動きというのは非常に遅いなと思っております。その中で、予算だけが大きく組まれる、この状況がほかの議案にも通じますが、本当によくないことだなと思っております。

さらに、今回のリース契約の 715 万円に関しては、もっと、前から昨年、また一昨年前からしっかりとそうした協議をなされていて、購入というのが予算を組まれていれば、リースをすることなく過疎債を使って購入をすることができたと説明を受けています。

ですので、簡単に言いますと、715 万円 1 回借りる必要はなくて、それも、過疎債を用いて購入することができたと。過疎債というのは 7 割ぐらいが国から返還されますので、ですので約 500 万円ほどが、そうした計画性のなさから、予算として消化しなければいけないと。非常に、先ほどから申してましかも、限りある、そうした予算を有効に活用していただきたい。そうした観点から、もっと計画的に練って、大山町、将来を見越して予算を使っていただきたいと思っています。

今回の補正予算に反対です。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（9 番 大杖 正彦君） 議長、12 番。

○議長（米本 隆記君） 反対ですか。

○議員（9 番 大杖 正彦君） はい。

○議長（米本 隆記君） じゃあ、賛成討論お願いします。

○議員（9 番 大杖 正彦君） 補正予算の討論を賛成の立場で討論いたします。

スキー場運営について、昨日、スキー場に問合せに参りました。現在、使用可能な圧雪車は 6 台あるそうです。そのうち 2 台は、スキーリフト乗り場とかの雪集め用で、スキー場整備には向かない。実際活用しているのは 4 台、そのうちの 4 台のうち、3 台は、ホワイトトリゾートの持ち物で 1 台だけが、町の所有ということの説明を受けました。確認してきました。

この 1 台が故障続きで、ちょっと今年の利用には、非常にちょっと心配があるということでありました。実際そうだと 3 台では、スキー場全体の整備はとても間に合わないというのが現状でございます。

町は、先ほどの執行部の説明でも、スキー場は、これからも継続して運営する。指定管理者でどのような形態になろうと、これは圧雪車は必要不可欠なことを前提に、賛成討論としますが、皆さん、スキー場の整備圧雪車を農作業に必要な不可欠なトラクターや田植機、稲刈り機と例えて考えてみてください。その昔、スキー場も、私は 1972 年札幌オリンピック大会に出場しました。3 キロに及ぶ滑降、それも男女があります。コース整備は、全国から集められた各スキー連盟から集められたスキー役員と、自衛隊が人力で行いました。50 年以上前の話ですよ。農業も、私が見ていた田植は家族総出でやってた光景を思い出します。

しかし現在、時代が変わった今、田植から稲刈り、途中の草刈り全て人力で作業する農家や農業団体がありますでしょうか。より高品質でおいしいお米を生産するために、効率性の高い新鋭トラクターや、田植機コンバインなど使われているのが現状でございますよね。壊れたら買いますよね。スキー場の管理運営に携わる人たちの労働作業は、農業やその他第一次産業と同じで、圧雪車は、来町者、スキーヤー、ボーダーのための満足度を高めるため、スキー場運営には欠かせることのできない機材、備品であります。

中古車などで、対応も考えるべきという経済性を主張する声も聞きますが、車などと大量に市場に出回ってる商品と違いまして、コース圧雪車は、数少ないうえに故障などでさえ部品が生産終了なので手配できず、修理に多大な費用がかかることも聞きました。新車のほうが、この点を考えますと耐久性も高く結果的に経済性で有利であります。

このような現場の状態を加味した上で、賛成討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に反対者の発言を許します。ありませんか。

そのほか討論ありますか。

○議員（14 番 岡田 聰君） 議長、14 番。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田議員、賛成ですか、反対ですか。どうぞ。

○議員（14 番 岡田 聰君） 圧雪車は非常に高価なもんですが、私は、根本的に大山町の観光事業で、スキー場をやめてしまうという選択肢はとても考えられないと思っております。大山スキー場の営業がなくなれば、大山寺は完全に衰退してしまうと思っております。スキー場の経営もやり方によっては、黒字化できると思っております。若桜町では、今議会、圧雪車を購入、可決されました。若桜町は、町営でずっとやっております。毎年かなりの黒字を出して、ほかの会計に寄与しております。

そういったわけで、大山にとっては、大山町にとっては、スキー場はなくてはならないものと考えております。ホワイトリゾートとの指定管理が切れるその後については、新たに指定管理者を募集するでしょうし、いよいよもって事業者があらわれなければ、最小限に中の原、豪円山だけでも、町営で続けていくべきと思っております。

そのために高価ではありますが、有利な過疎債等を使って購入すべきと考えます。

賛成討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に反対者の発言をします。ありませんか。

賛成者の発言はありませんか。そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから議案第 109 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 109 号は、原案のとおり可決されました。

----- ・ -----

日程第 29 議案第 110 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 29、議案第 110 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 110 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 110 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 111 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 30、議案第 111 号 令和 6 年度大山町水道事業会計 補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 111 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 111 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 11 時 41 分休憩

午前 11 時 42 分再開

日程第 31 請願第 2 号 ～ 日程第 33 請願第 4 号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第 31、請願第 2 号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書から日程第 33、請願第 4 号 健康保険証の廃止をしないよう求める請願書を議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、門脇輝明議員。

○教育民生常任委員長（7 番 門脇 輝明君） それでは、教育民生常任委員会に付託されました請願を審査した結果を報告させていただきます。

決定については、会議規則第 94 条第 1 項の規定により、報告するものであります。

まず、第 2 号、件名、訪問介護の引下げ撤回と、介護報酬の引上げの再改定を早急に行うことを求める請願書について、審査結果は不採択であります。

採択とする意見としては、介護事業の経営はもともと厳しい中、介護報酬が引上げられても、人手不足や物価高などのコスト増に追いつかない実態がある。その上、都市部と地方の違いを考慮しない訪問介護の基本報酬引下げは、訪問介護事業所の経営を困難にし、事業所の倒産に拍車をかけることになる。

不採択とする意見としては、請願の内容はともに、介護保険料や国庫負担金の増額につながり、結果として町民の負担増となるものである。町内の事業所に対して、町は既に訪問介護費用の一部を支援している。

採決の結果、採択 1、不採択 6 で、不採択とすべきものと決しました。

続いて、第 3 号 現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見を上げるよう求める請願書について、採決の結果は不採択であります。

採択とする意見としては、報道機関が行ったアンケートでは、マイナ保険証導入反対と現行の保険証を残して選択制にとの指示がそれぞれ 4 割で、マイナ保険証を支持する人は 2 割だった。情報漏れや使い方などに不満を持つ人も多い。現行の保険証とマイナ保険証を選択制とし、現行の保険証を残すべきである。

不採択とする意見としては、マイナ保険証への移行は、保険証更新、高額療養費請求など事務の省力化、効率化や病歴、薬歴の一括管理による災害時の対応力向上などが期待できる。D X 化は、社会の要請であり、積極的に活用を図るべきである。また、マイナカード未取得者には現行の保険証と同様に使える資格確認証が発行される予定である。

採決の結果、採択 1、不採択 6 で、不採択とすべきものと決しました。

続いて、第 4 号 健康保険証の廃止をしないようを求める請願書について、採決の結果は不採択であります。

採択とする意見、不採択とする意見につきましては、第 3 号と同様でありますので、省略をいたします。

以上、報告といたします。

(日程第 31 号)

○議長(米本 隆記君) これから請願第 2 号 訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米本 隆記君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員(10 番 大森 正治君) 議長、10 番。

○議長(米本 隆記君) 10 番。委員長報告は不採択ですので、賛成ですか。原案に賛成ですか。なら、大森議員。

○議員(10 番 大森 正治君) 私は、この請願書の紹介議員としても、賛成討論をさせていただきます。

今年度 4 月からの介護報酬改定で、全体では 1.59%の引上げとなりました。その一方で、訪問介護の基本報酬は 2 ないし 3%の引下げとなりました。その引下げの根拠として、厚労省は、訪問介護の利益率がほかのサービスの平均を大きく上回ることを挙げております。

しかし、これは都市部の効率がいい、例えばサービスつき高齢者住宅というのがあり

ますけども、そこへの訪問介護の利益が高いために、全体の平均をアップさせたもので、全国の実態を反映したものではないわけです。東京商工リサーチによりますと、今年 1 月から 6 月の上半期の介護事業者の倒産は 81 件で過去最多となったそうです。そのうち、訪問介護は 40 件と半数を占めております。これについて同リサーチは、介護報酬の引上げ幅が想定を下回り、人手不足や物価高のコスト増に追いついていない実態があると指摘し、さらに、基本報酬が引下げられた訪問介護を中心に、事業の継続を諦めた倒産が件数を押し上げただろうし、倒産の増加はしばらく続くだろうと予想しております。

全国介護事業者連盟の斉藤理事長は、次のように話しておられます。

地域で高齢者、高齢者を支えている事業者は追い詰められている。訪問介護は欠かせない重要なサービスだという正しいメッセージを改めて伝えるべきだ。そのためにも、物価高騰対策や職員の処遇改善などの支援策をさらに強化する必要がある、と言っておられます。

町内の主要な訪問介護サービスを提供していらっしゃる社会福祉協議会のスタッフの方は、7 人のホームヘルパーで約 50 人の訪問介護をやっている。ホームヘルパーを希望する人が少なく、人手不足になりがちなので、今回の訪問介護の基本報酬引下げは納得できないと話しておられました。

昨年度までの 5 年間に、訪問介護事業所が廃止された数は、何と全国で 8,645 か所、鳥取県内でも、15 か所あります。今回の訪問介護の基本報酬引下げで、訪問介護事業所の倒産、廃止に拍車がかかるような事態になれば、地域で必要なサービスが受けられない、いわゆる介護難民と言われる人たちが、増えてしまうことになりかねません。そうならないためにも、介護保険の国庫負担割合を増やして、請願書にあるとおり、訪問介護費の引下げ撤回と、介護報酬引上げの再改定が必要なのではないでしょうか。

以上、賛成討論とします。

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に対して反対の意見発言を許します。

ありませんか。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長、2 番。

○議長（米本 隆記君） 2 番、西本議員。反対ですよ。

○議員（2 番 西本 憲人君） 2 番 西本憲人です。

この請願は、私たち教育民生常任委員会で少し付託を受けて、みんなで話し合った内容です。

内容としては、確かに先ほど大森議員から説明がありましたように、訪問介護の基準額が引下げられるということですね、これによって困られる事業者さんが全国でおられるのは事実かなというふうに思います。

ただその実態を見ていただくと、少し冷静な判断ができるのかなというふうに感じて

いるので討論に立たせていただきました。

訪問介護の基本報酬の引下げは、事業者にとってとても大変なことだと思います。なぜこういった見直しが行われたかということに関しましては、理由としては近年の訪問介護サービスの受益率が全介護サービスの平均を大きく上回っていたということです。いわゆる、簡単に言うと訪問介護の商売が少し割がいい商売になってしまっていた傾向があるということです。純粹に、商売ではなくて地域の大事な福祉としてやってるところとしては、今回これが困る案件も中にはあると思います。こういったところかという、小規模の事業者さんは少し困るのかなというふうに思います。

ただ都会ですごく効率よくやられていた事業者さんというのは、少し商売寄りになり過ぎてたのでこういうふうに調整が入ったということです。今回、とても困っている困っているという話が先行して出ているんですけど、今回介護事業の見直しっていうのが全部で11項目行われています。この11項目の見直しは、ほかの介護事業以外のサービスと比べたり、それ以前の見直しと比べても少なくないです。とても少ない見直しになっておりまして、その中で訪問介護関係の見直しは全部で4項目となっています。こういったものがあるかといいますと、特定事業者加算の見直し、これはそれほど大きな見直しではなくて、基本的には中山間地域の方、離島の方、その周辺の方にも特定事業加算がよりプラスで加算できるようになるということです。全体として影響があるわけではなく、これはむしろ、我々中山間の地域の事業者さんなどにはプラスになるようなことだというふうに認識しています。

二つ目は、認知症専門ケア加算の見直し、こちらは単位数は変わりません。これまで算定が難しかったので要件緩和が若干行われるようになったということです。

三つ目は、口腔連携強化加算ということで、これ新しい加算としてはこれが一つ、増えましたよということで、歯科医師、歯科クリニック、ケアマネなど外部と連携をとって行う口腔ケアの加算が新たに増えましたということです。

四番目は、同一建物の減算についてということで、従来15から15%の減算だったのが間に12%の減算があるということで、在宅の訪問介護集合住宅の訪問介護は分けて考えないといけませんよという方針になったというふうに理解してください。

今回の見直しに対して、先ほど社協の話が出ました。私も全てではないんですけど町内の事業者さんに確認したところ、町内訪問介護を行っている事業者さんは四つあります。この四つのうち全てではないんですけど、中には困られる事業者さんもおられるかと思いますが、全てがそういうわけではないようです。中には影響が全くない事業所さんもあります。

今回は、倒産件数と結びついて、そういう国が急激なカジ切れをしたことによる不安が世の中にすごくあふれているなというふうに感じています。内容としては軽微な変更ではあるんですけど、この説明が足りていないことにより、そこに物価高の倒産件数、

人手不足などが関わることによって、世の中で少し炎上しているというような傾向があることが問題だなというふうに思っています。

国に対しては引き続き丁寧な説明を、あったほうがいいなというふうに思いますけれど、今回はしかるべき変更内容なのかなというふうに思いますので、これによって、少し、また、急激に、町内の事業者さんが困るとか、国内の倒産件数が急激に増えるということであつたら考える必要がありますけれど、今回は委員長の説明どおり、この請願は不採択でいいのかなというような判断でした。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、この請願に対する賛成者の発言を許します。

ありませんか。次に反対者の発言を許します。ありませんか。

そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。お諮りします。

この請願に対する委員長の報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この請願を採決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって、請願第2号は、不採択とすることに決定しました。

○議長（米本 隆記君） 議員の皆さん、執行部の皆さんにお伝えします。

間もなく正午になりますが、本定例会が終わるまで、時間を延長して行いますので、そのように御承知ください。

（日程第32号）

○議長（米本 隆記君） これから、請願第3号 現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書をあげるよう求める請願書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番、大森議員。賛成討論ですか。はい。

○議員（10番 大森 正治君） 現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書を上げるよう求める請願書に賛成の立場で討論します。紹介議員でもありますので。

請願者は、マイナ保険証はやめなさいというふうに言って反対しているわけではありません。マイナ保険証を使いたい人は使えばいいし、現行の紙の保険証を使ったほうが良いという人は、廃止などしないで使えるようにしてほしいという、至極真つ当な要求であります。マイナ保険証が実施されて以来、様々なトラブルが続出しておりまして、多くの国民が不安を持っておられます。そのため、マイナ保険証の利用率は、僅か10%ほど。また、90%の人は現行の保険証を使っているのが現状であります。

もともと政府は、マイナカードに保険証として登録するのも、マイナ保険証を使うかも任意だと言っていたものを、自民党の総裁選挙が今行われていますが、その候補者でもある河野デジタル省、この方がいきなり、現在の健康保険証を12月2日をもって廃止するといったものだから、大問題になったわけです。国会でも法律が通りましたが、それでも。

保険証廃止は、任意であるマイナカードを強制するものであり、全く道理がありません。そして、マイナ保険証を持ってない人には、資格確認書なるものを発行すると言っていますけども、これこそお金の無駄遣いであり、保険者、つまり役場職員にも負担を増やすことになります。

多くの医療機関で、マイナ保険証に関わるトラブルが発生し、医療機関の80%以上が、現行の保険証を残すべきだと回答しているアンケート調査の結果もあります。多くの国民も医療機関も、現行の保険証を廃止しないでほしいと望んでいる中で、現在のよう、紙の保険証かマイナ保険証か、どちらを使うかは個人の自由であり、選択制を堅持することに何も不都合はなく、それが最善の方法ではないでしょうか。

自民党総裁選挙で、林官房長官は、保険証廃止の延期を示唆しておりますし、また、石破元幹事長は、従来の保険証とマイナ保険証の併用も選択肢として当然だと主張しておられます。ここにも、あらわれているとおり、請願者の請願は、全く道理のあるものであると思います。不採択にする理由は何らないと考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、この請願に対して反対者の発言を許します。

ありませんか。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい、2番 西本です。

すいません、終わりの時間が迫っているんですけど、少し分かりにくいので、説明も兼ねて討論させていただきます。

先ほど、請願紹介の大森委員から説明があったとおり、私も反対者としては立っているんですけど、本来、選択制がいいと思っています。だから賛成するか、だから反対するか、というところを、なぜかというところを説明させていただきます。

事実上の選択制にはなっていません。保健証自体は一応なくなって、資格確認書という保健証と全く同じ大きさのものが、今度新しく 12 月以降はできるということなんで、事実上選択制になってないんですけど、選択制みたいな状態が 12 月から始まります。マイナンバーカードを作れない人は資格確認書を作れます。

私は、これはとても愚策だと思います。本来、このマイナ法が通る前であれば、大森議員が言われるみたいに、マイナンバーカードもしくは現行の保険証が選べる状態にしておくべきだと思うんですけど、なくすと言った手前、資格確認書ができてしまった。これは 241 億円かかっているんで、すごく国としては愚策だというふうに思っています。

ただ、なぜ今回の請願、賛同できないのかということ、何度も話が出ているとおり、マイナ改正法というのが、2023 年 6 月 2 日に可決されています。この法で決まったことなので、方向性を変える場合には、法でまた採決が必要になります。

今回、御存じ総裁選が今真ただ中に行われていますけれど、これで新総裁ができました、そのあと、解散も恐らく予定しているんじゃないでしょうか。予定では 12 月 2 日からマイナンバーカードに切り替わるということですね。そのあと 1 年間の猶予は、確かに保険証を持ってる人にもあるんですけど、基本的には 12 月 2 日までに法律を通さないと、法案を通さないと、この今言ってる請願は物理的に無理なんですよね。

なので大森議員が言われてる御紹介されたこの請願は確かに内容としてはそのとおりなんですけど、もう少し早い時期に出てきていたら、これは通すべきものだと思います。もしくは、今後の方向性に対しての言及だったらこれも通すべきだと思います。

ただ、この 12 月 2 日から始まることに対しては、物理的に少し無理があるということで、残念ながら私は今回、請願反対の立場で話させていただいております。方向性としては全く一緒です。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、この請願に対して賛成者の発言を許します。

ありませんか。反対者の発言もありますか。そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第 3 号を採決します。お諮りします。

この請願に対する委員長報告は 不採択ですので、原案に対して採決します。

この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって、請願第 3 号は、不採択とすることに決定しました。

（日程第 33 号）

○議長（米本 隆記君） これから、請願第 4 号 健康保険証の廃止をしないよう求める

請願書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。賛成討論ですね。

○議員（10 番 大森 正治君） 先ほどの請願書と同様、健康保険証を残すべきという立場で賛成をいたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、この請願に対して反対者の発言を許します。

ありませんか。そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第 4 号を採決します。お諮りします。

この請願に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって、請願第 4 号は、不採択とすることに決定しました。

日程第 34 議員派遣について

○議長（米本 隆記君） 日程第 34、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 35 ～ 日程第 38 閉会中の継続調査について

○議長（米本 隆記君） 日程第 35、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 38、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 4 件を一括議題にします。

総務経済常任委員会、教育民生常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について、第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

----- . ----- . -----

閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。会議を閉じます。

令和 6 年第 7 回大山町議会定例会を閉会します。

----- . ----- . -----

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立下さい。一同礼。お疲れ様でした。

----- . ----- . -----

午後 12 時 10 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

署名議員 岡田 聡

署名議員 野口 俊明